

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。